

公立大学法人滋賀県立大学外国人留学生規程

平成 1 8 年 4 月 1 日

公立大学法人滋賀県立大学規程第 9 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公立大学法人滋賀県立大学学則（以下「学則」という。）第 59 条および公立大学法人滋賀県立大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第 27 条において準用する学則第 59 条の規定に基づき、外国人留学生に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 外国人留学生とは、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を許可された者とする。

(入学資格)

第 3 条 学生として入学することのできる者は、学部にあつては、学則第 25 条、大学院修士課程および博士前期課程にあつては大学院学則第 14 条第 1 項、大学院博士後期課程にあつては同条第 2 項に規定する入学資格を有する者とする。

2 科目等履修生として入学することができる者は、学部にあつては外国において学校教育における 12 年の課程を修了した者またはこれに準ずる者で同等以上の学力があると認められる者とし、大学院修士課程および博士前期課程にあつては外国において学校教育における 16 年の課程を修了した者またはこれに準ずる者で同等以上の学力があると認められる者とする。

3 研究生として入学することができる者は、学部にあつては外国において学校教育における 16 年の課程を修了した者またはこれに準ずる者で同等以上の学力があると認められる者とし、大学院修士課程および博士前期課程にあつては、外国において学校教育における 18 年の課程を修了した者またはこれに準ずる者で同等以上の学力があると認められる者とする。

(入学時期)

第 4 条 外国人留学生の入学の時期は、学年または学期の始めとする。

(入学志願手続)

第 5 条 外国人留学生として入学を志願する者（以下「入学志願者」という。）は、次に掲げる書類に所定の入学検定料を添えて、所定の期日までに学長に提出しなければならない。

(1) 外国人留学生願書

(2) 最終学歴校の学業成績および卒業（修了）証明書

(3) 健康診断書

(4) その他学長が必要と認める書類

(選考)

第6条 前条の入学志願者に対しては、学長は、学部にあつては教授会の、大学院にあつては研究科会議の議を経て、選考を行う。

2 入学の選考は、一般入学志願者と同じ方法で行う。ただし、これにより難い事情があると認めた場合は、特別の選考を行うことができる。

(入学手続および入学許可)

第7条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに別に定める書類を提出するとともに、所定の入学料を納付しなければならない。

2 前項に規定する入学手続を完了した者については、学長が入学を許可する。

3 前項の規定により入学を許可された学生については、定員外とすることができる。

(証明書)

第8条 本学所定の課程を履修し、または所定の単位を修得したときは、学長は、教授会または研究科会議の議を経て、学位記または証明書を授与する。

(授業料)

第9条 外国人留学生は、所定の期日までに授業料を納入しなければならない。

(委任)

第10条 学長は、この規程に定めるもののほか、外国人留学生に関する細則を定めることができる。

(準用)

第11条 学則、大学院学則および本学の諸規程のうち学生に関する規定ならびに科目等履修生に関する規定および研究生に関する規定は、外国人留学生について準用する。

付則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

付則

この規定は、平成19年4月1日から施行する。

付則

この規定は、平成27年4月1日から施行する。